平成24年4月26日判決言渡し・同日判決原本領収 裁判所書記官 平成23年(ネ)第8109号過払金返還等請求控訴事件,平成24年(ネ)第974 号同附帯控訴事件(原審・東京地方裁判所平成23年(ワ)第478号) 口頭弁論終結の日 平成24年2月14日

判

東京都

控訴人兼附帯被控訴人

同訴訟代理人弁護士

ナ 岡

透

好

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被控訴人兼附帯控訴人

アコム株式会社

同代表者代表取締役

木 下 盛

同訴訟代理人弁護士

外 海 周

__

主

- 1 本件控訴に基づき,原判決中,被控訴人兼附帯控訴 人に関する部分を次項のとおり変更する。
- 2 被控訴人兼附帯控訴人は,控訴人兼附帯被控訴人に 対し,333万8963円及びうち319万4265 円に対する平成22年7月31日から支払済みまで年 5分の割合による金員を支払え。
- 3 本件附帯控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1,2 審とも被控訴人兼附帯控訴人 の負担とする。
- 5 この判決の主文第2項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 申立て

1 控訴の趣旨

主文第1項及び第2項と同旨

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中、被控訴人兼附帶控訴人に関する部分を次のとおり変更する。
- (2) 被控訴人兼附帯控訴人は、控訴人兼附帯被控訴人に対し、182万484 0円及びうち156万0451円に対する平成18年1月12日から、うち 24万9766円に対する平成22年7月31日から支払済みまで年5分の 割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、控訴人兼附帯被控訴人(第1審原告。以下「控訴人」という。)が、貸金業者である被控訴人兼附帯控訴人(第1審被告。以下「被控訴人」という。)との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち利息制限法1条1項(平成18年法律第115号による改正前のもの)所定の制限を超えて利息として支払った部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元本319万4265円、平成22年7月30日までの過払利息14万4698円及び上記過払金元本に対する同月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による過払利息の支払を求める事案である。

原審は、控訴人と被控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引を昭和61年 12月3日から平成13年4月23日までの取引(以下「第1取引」という。) と平成14年4月30日から平成22年7月30日までの取引(以下「第2取 引」という。)とに区分し、第1取引につき過払金元本179万6458円、 平成13年4月23日までの過払利息4951円及び上記過払金元本に対する 同月24日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、 第2取引につき過払金元本28万4030円、平成22年7月30日までの過 払利息7961円及び上記過払金元本に対する同月31日から支払済みまで年 5分の割合による金員の支払を求める限度で、控訴人の請求を認容した。

そこで、控訴人は、控訴人敗訴部分を不服として控訴し、被控訴人は、被控訴人敗訴部分中、前記附帯控訴の趣旨(2)を超える部分を不服として附帯控訴した。

- 2 前提となる事実(争いのない事実並びに各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣 旨により容易に認められる事実)
 - (1) 被控訴人は、貸金業法(平成18年法律第115号による改正前の法律の 題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業 法」という。)3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(弁論の全趣旨)

(2) 控訴人は,昭和61年12月3日,被控訴人との間で金銭消費貸借契約を 締結して,被控訴人から20万円を借り入れ,以後,借入れ及び弁済を繰り 返したが,平成13年4月23日,被控訴人に対して約定利息を前提とする 残債務(以下「約定残債務」という。)43万8200円を全額弁済した(第 1取引に当たる。)。

(乙イ1,弁論の全趣旨)

(3) 控訴人は、平成14年4月30日、被控訴人から20万円を借り入れ、以後平成22年7月30日までの間、借入れ及び弁済を繰り返した(第2取引に当たる。)。

(乙イ1, 弁論の全趣旨)

(4) 第1取引及び第2取引(以下,これらを併せて「本件取引」と総称する。) の具体的内容は、別紙1及び2の「取引日」欄、「貸付額」欄及び「返済額」 欄記載のとおりである。

(乙イ1,弁論の全趣旨)

3 争点

(1) 本件取引を一連のものとして制限超過部分の充当計算をすることができるか, 第1取引と第2取引とに区分して充当計算をすべきか(争点1)。

(控訴人の主張)

第2取引も、第1取引と同一の基本契約に基づく取引である。

(被控訴人の主張)

控訴人と被控訴人との間では、一旦約定残債務が完済された後に、新たな契約を締結し、取引が開始されているが、これらの複数の取引間には、前の取引において発生した過払金を新たな取引に基づく借入れに充当する旨の合意が存在するなどの特段の事情はない。したがって、前の取引により発生した過払金は、その後の借入れに充当されることなく、別途不当利得返還請求権として存続する。

第2取引に係る契約は、契約締結の形式としては第1取引に係る契約の変 更契約であるが、両契約の性質は異なり、実質的に別の契約となっている。 従前の契約番号とは異なる新しい契約番号が付与され、利率及び各回の返済 元金は変更された。さらに、新たにショッピング限度額30万円のクレジッ ト機能が加わり、クレジットカード番号が付いた新しいカードが発行された。 以上の客観的事実からすれば、両契約は2個の異なる契約である。

(2) 被控訴人が悪意の受益者と認められるか(争点2)。

(控訴人の主張)

貸金業者は、いわゆるみなし弁済の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がない限り、悪意と推定される。被控訴人の主張する事情は、特段の事情に当たらない。

(被控訴人の主張)

被控訴人は、悪意の受益者ではないから、過払利息を支払う理由がない。 被控訴人は、膨大な費用を掛けてシステムの構築に努め、貸金業法17条

及び18条書面を誠実に交付してきており、本件取引も、貸金業法43条(平成18年法律第115号4条による改正前のもの。以下、同じ)が適用されることを大前提に取引を行った。被控訴人は、控訴人との取引当時、貸金業法43条のみなし弁済が成立すると認識するのはやむを得ないといえる状況であった。

(3) 過払金を新たな借入金債務に充当する場合に,過払利息を充当することができるか,過払金元本のみを充当すべきか(争点3)。

(控訴人の主張)

過払金の充当合意には,過払金に利息が付加される場合にはその利息も充当されるとの合意が包含されているのであって,過払利息についてその後の借入金債務に充当されることは明らかである。

(被控訴人の主張)

新たな借入金債務に充当することができるのは,過払金元本のみであり, 過払利息は,新たな借入れがされた場合でも,借入金に充当されるべきでは なく,未払利息として積み上げていくべきである。

(4) 過払利息について消滅時効が成立するか(争点4)。

(被控訴人の主張)

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する(民法166条1項)。新たな借入金債務に充当されることがない過払利息については、いっても返還請求をすることができるのであるから、継続的金銭消費貸借契約終了前であっても、何ら法律上の障害は存在しない。したがって、過払利息の消滅時効は、継続的金銭消費貸借契約終了前であっても、その発生の都度進行する。

過払利息は、利得財産から発生する法定利息程度の付加利益であるから、 基本権たる不当利得返還請求権(法定債権)から発生する支分権であるとい える。また、過払利息は、民法所定の年5分の割合により定期的に発生する ものであるから、支分権の発生に要する期間が1年以下であるものといえる。 民法704条の趣旨及び結論の妥当性という観点からみても、過払利息について短期消滅時効を観念し、過払利息に制限をかける必要性が高い。したがって、過払利息は、民法169条が規定する定期給付債権に該当する。

そうすると、訴訟提起日より遡って5年以上前に発生した過払利息については消滅時効が完成することとなる。

被控訴人は, 平成18年1月11日以前に発生した過払利息の消滅時効を 援用する。

(控訴人の主張)

過払利息も過払金充当合意によって充当されるため、被控訴人の過払利息 の消滅時効の主張は、それ自体失当である。

不当利得返還請求権は定期金債権ではなく,過払利息は定期給付債権ではなく,民法169条の適用はない。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1について
- (1) 各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば,以下の事実が認められる。
 - ア 被控訴人は、第1取引の期間中である昭和63年6月9日、控訴人との間で、カードローン基本契約を締結した。上記契約には金銭消費貸借に関する契約の条項(以下、この条項を「本件基本契約」という。)が含まれていたところ、その契約当初の内容は、次のとおりである。なお、上記カードローン基本契約の事実は、被控訴人作成の「取引経過」において「ケイヤク」と表記されている。
 - (ア) 契約極度額 30万円
 - (イ) 借入れ・返済方法 借入金額スライドリボルビング方式(借主は,契約極度額の範囲で繰り返し借入れができる。借入金額に対して定めた一定額以上を各回の元利返済金額とする。)

- (ウ) 借入利率 実質年利32.85パーセント
- (エ) 借入利息計算方法 借入残高×0.3285÷365日×各回の利用 日数(年365日とする日割計算)
- (オ) 遅延損害金 実質年率36.50パーセント
- (カ) 遅延損害金計算方法 借入残高×0.365÷365日×各回の返済 期日後経過日数 (年365日とする日割計算)
- (ギ) 各回の約定返済期日 初回返済期日は借入日の翌日から起算して35 日目,2回目以降は約定返済金の支払をした日の翌日から起算して35 日目
- (ク) 各回の約定返済金額(元利合計) 借入金額10万円以下の場合は4 000円以上,以下,借入金額が10万円増すごとに4000円を追加 (乙イ1,2,弁論の全趣旨)
- イ 第1取引における最終取引日である平成13年4月23日までに、控訴 人と被控訴人との合意等により、本件基本契約の内容のうち次の事項が変 更された。
 - (ア) 極度額 50万円
 - (イ) 借入利率 年29.200パーセント
 - (ウ) 遅延損害金 年29.2パーセント

(乙イ3、弁論の全趣旨)

- ウ 控訴人は、平成14年4月30日、次の内容の「ローン変更等申込書」 (以下「本件申込書」という。)を作成し、これを控訴人の運転免許証の 写しと共に被控訴人に提出した。
 - (ア) ローン変更申込み 控訴人は、被控訴人と締結しているローン契約中の次の項目の変更を申し込む。
 - ① 借入利率 年27.375パーセント

- ② 各回の返済金額(元利合計) 借入金額10万円以下の場合は30 00円以上,以下,借入金額が10万円増すごとに3000円を追加
- (イ) クレジット申込み

控訴人は、AC会員規約及び次のクレジット契約事項を承認のうえ、 クレジットの利用を申し込む。

- ① ショッピング限度額 30万円
- ② 手数料 年14.600パーセント
- ③ 各回支払額 1万円
- ④ 各回支払日 35日ごと
- ⑤ 支払方法 被控訴人の店頭窓口, ATM (現金自動設備) 又は被控 訴人指定の金融機関等の口座への送金による返済

(乙イ4)

エ 被控訴人は、即日、控訴人の本件申込書による申込みを承諾し、控訴人の従前の契約番号020209830102を020209830103に変更し、ACマスターカード(クレジット機能付きカード)を控訴人に交付し、20万円を控訴人に貸し付けた。しかし、この際、被控訴人は、控訴人の会員番号を変更せず、本件申込書の被控訴人記入欄中、「従前契約」欄及び「従前契約残元金」欄に何も記載しなかった。また、控訴人と被控訴人との間で新たに契約書が取り交わされることもなかった。

(乙イ4, 弁論の全趣旨)

オ 前記工記載の控訴人と被控訴人との間の平成14年4月30日の合意の 事実は、被控訴人作成の「取引経過」において「Hケイヤク」と表記され ている。なお、同日より後に行われた取引であって、上記「取引経過」に おいて「ケイヤク」又は「Hケイヤク」と表記されているものはない。

(乙イ1, 弁論の全趣旨)

カ 被控訴人保管の本件取引のジャーナル中,平成18年4月13日以降の

弁済に係るものには「基本契約日 S63.06.09」及び「変更契約日 H14.04.30」と記録されている。

(乙イ8の186, 188から190まで, 192から196まで, 198, 200, 202, 204, 205, 207から210まで)

(2) 以上の事実によれば、本件基本契約は、本件基本契約に基づく各借入金債 務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金(こ こにいう過払金に過払利息を含むかどうかは、後記3において判断する。) が発生した場合には、上記過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充 当することはもとより、弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその 後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意(以下「過払充当合意」 という。)を含んでいるものと解するのが相当であり(最高裁判所平成18 年(受)第1887号平成19年6月7日第一小法延判決・民集61巻4号1 537頁参照),かつ,第2取引については,本件基本契約の内容の一部を 変更する旨の控訴人と被控訴人との合意(変更契約)により、被控訴人と控 訴人との間で昭和63年6月9日に締結されたカードローン基本契約に係る 本件基本契約に基づくものとして開始されたと認められる。そうすると、上 記カードローン基本契約に基づき平成13年4月23日までに行われた取引 によって発生した過払金を、上記過払金充当合意に基づき、第2取引によっ て発生した新たな借入金債務に充当することができると解するのが相当であ る。

そして、本件取引の経過、被控訴人が第1取引の全てを事実上1個の連続した貸付取引として評価することを争わないこと、第2取引の全てが同一の基本契約に基づくものと認められることを総合すると、本件取引は、その全体を通じて、事実上1個の連続した貸付取引と評価することができるというべきである。

被控訴人は, 第2取引に係る契約とそれ以前の契約とは性質が異なり, 実

質的に別の契約となっている旨主張するが、前記認定事実によれば、控訴人と被控訴人との間では、第2取引の開始に当たり、金銭消費貸借に関して本件基本契約の内容の一部である借入利率及び各回の返済金額のみを変更し、さらにクレジット機能を付加する旨が合意されたにとどまり、この合意は、それ以前の契約の内容を一部変更したものにすぎないというべきであって、両者間に新たな基本契約が成立したとは認められないから、被控訴人の主張を採用することはできない。契約番号の変更、新しいカードの発行等は、上記判断を左右しない。

2 争点2について

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法1条1項所定の制限利率を超 過する利息の契約は、その超過部分につき無効であって、この理は、貸金業者 についても同様であるところ、貸金業者については、貸金業法43条1項が適 用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領する ことができるとされているにとどまる。このような法の趣旨からすれば、貸金 業者は、同項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があれ ばこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に 返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そう すると,貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その 受領につき同項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用 があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことに ついてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因 がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意 の受益者」であると推定されるものというべきである(最高裁判所平成17年 (受)第1970号平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号19 80頁参照)。

被控訴人は、カードローン基本契約書(乙イ2), ATMジャーナル明細(乙

イ8の1から210まで), 明細書(乙イ9の1から3まで)等を証拠として 提出するが,上記各書面に係る借入れ及び弁済が本件取引に係る借入れ及び弁 済の一部にとどまることは明らかであるから,前記特段の事情があったとは認 められず,被控訴人は,民法704条の「悪意の受益者」と推定されるものと いうべきである。

3 争点3について

本件取引については、前記1において説示したとおり事実上1個の連続した 貸付取引と評価することができるところ、このような取引関係においては、当 事者は、複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通 常である。そして、前記2において説示したとおり、貸金業者は貸金業法43 条1項の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれ に充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還す べきものであることを十分に認識しているものというべきであること、貸金業 者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき同項 の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識 を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得 ないといえる特段の事情があるときでない限り、悪意の受益者であると推定さ れ、過払金に利息を付して返還しなければならないことを併せ考えれば、貸金 業者及び顧客は、両者間の取引が事実上1個の連続した貸付取引と評価するこ とできる場合には、制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生し、か つ、同項の適用が認められず、前記特段の事情があると認められないときは、 過払金元本のみならず、過払利息もその後に発生する新たな借入金債務に充当 することを合意しているものと解するのが合理的であり、両者の意思を合理的 に解釈すれば, 債務者である顧客のために利益が多い過払利息, 過払金元本の 順に新たな借入金債務に充当することを合意しているものと解するのが相当で ある。

4 争点4について

被控訴人の主張は、過払利息がその後に発生する新たな借入金債務に充当されないことを前提とするものであるところ、前記3において説示したとおり、控訴人と被控訴人とは過払利息も新たに発生する借入金債務に充当することを合意していると認められるのであるから、過払利息についての消滅時効も、特段の事情がない限り、本件取引が終了した時から進行すると解すべきであって、被控訴人の主張に理由がないことは明らかである。また、過払利息債権が民法169条に規定する定期給付債権に該当するということはできないから、この点においても、被控訴人の主張に理由がないことは明らかである。

5 結論

- (1) 以上を前提に、制限超過部分を元本に充当すると、別紙3記載のとおり、 過払金元本319万4265円及び平成22年7月30日までの過払利息1 4万4698円の合計333万8963円の発生が認められ、被控訴人は、 控訴人に対し、上記333万8963円のほか上記過払金元本319万42 65円に対する同月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による 過払利息を支払う義務を負うというべきであるから、控訴人の請求は全部理 由がある。
- (2) よって、本件控訴に基づき原判決を上記の趣旨に沿って変更し、本件附帯 控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 市 村 陽 典

裁判官 團 藤 丈 士

裁判官 菅 家 忠 行

PAGE

H23/02/25

毌

別紙/

•	を記る	200 000	-1 917	177 Tr	.48,783	39, 625	89, 625	189, 625	182, 502	175,659	-8 779	2000	291, 228	281, 254	271, 108	260, 787	250, 288	239, 60R	228 743	919 706	106 450	104 000	104, 330	108, 119	168, 119	156,012	-68, 965	161, 035	931 096	914 72E	203, 431
	计会许当		201 917	177	5	9, 198			7.123	6,850	184, 424	1 1	6	υ ο 1	10, 140	10,321	10, 499	10,680	10,865	15,947	16 338	11 500	16 044	10,017		12,107	224, 977			16 300	11,304
	未払損害令																													-	
	損害金														•				,				•								
	未払利息							353																000	4, 093				633		
- -	利息		1, 183		842			100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	2, 524	3,150	173		5.026	4 854	1000	4, 079	4,501	4, 320	4, 135	4, 053	3, 662	3, 478	3, 183	9 009	, 4, 03d				633	3, 067	3, 696
	利辱	-	18,000		18, 000		6	18,000	18,000	18,000	18,000		18, 000	18 000	10 000	TQ: 000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18, 000	18 000	70, 000				18,000	18, 000	18,.000
	凝		12		t.	l i	c	œ	27	35	c 3		 	1 LC) С			35	35	36	32	36	35		5				œ	27	35
	額 適用期間		202, 400 61/12/04-61/12/15		10,000 62/02/02-62/03/08	•	21/ 60/ 63 GO/ 60/ 68	02/03/03-02/03/10	10,000 62/03/17-62/04/12	10,000 62/04/13-62/05/17	184, 597 62/05/18-62/05/19		15,000 62/05/20-62/06/23	15,000 62/06/24-62/07/28	15 000 69/07/90-69/00/01	0,000 02/01/29-02/03/01	15,000 62/09/02-62/10/06	15,000 62/10/07-62/11/10	15,000 62/11/11-62/12/15	20,000 62/12/16-63/01/20	20,000 63/01/21-63/02/24	15,000 63/02/25-63/03/31	20,000 63/04/01-63/05/05	63/05/06-63/06/09	15 000	2000	224, 911		63/06/10-63/06/17	20,000 63/06/18-63/07/14	15,000 63/07/15-63/08/18
	返済額		202		10			-	10	∷	187			==	-	1	Ï		Ħ	73	22	==	22		. =	7 6	777			ন	∓
, ###	貸付額	200,000		50,000		50, 000	100 000	יססי				300,000															6	230, 000	70,000		•
鞍	取引日	61/12/03	61/12/15	62/02/01	62/03/08	62/03/08	62/03/16	07/20/00	02/04/12	62/05/17	62/05/19	62/02/19	62/06/23	62/01/28	62/09/01	20/01/00	90/11/20	62/11/10	62/12/15	63/01/20	63/02/24	63/03/31	63/05/05	63/06/00	63/06/09	69/06/00	60 /00/00	60 /9à/ca	63/06/17	63/07/14	63/08/18

*416693309900000000000000

φą

بخ																	,				ı								
PAGE		残元金	191, 932	180, 235	168, 248	198, 248	181, 661	166, 796	154, 674	142, 343	130, 693	170, 693	160, 639	151, 411	140, 949	128, 381	117, 773	147, 773	138, 323	127, 710	116,914	105, 643	94,518	84, 009	73, 459	93, 459	103, 459	92, 037	78, 489
H23/02/25	,	鮾	19	1.8	£6	19	18	16	15	14	13	17	16	7	7.	12	11	14	÷	12	11	10		u.	r-	Ç	` -	, 60	r
7/23/		元金充当	11, 499	11,697	11,987		16, 587	14,865	12, 122	12, 331	11,650		10,054	9, 228	10, 462	12, 568	10,608		9, 450	10,613	10, 796	11, 271	11, 125	10, 509	10, 550			11, 422	13, 548
स्टि		未払損害金															-												
	,	損害金																											
(確認用)	-	未払利息													1											507	507		
アコム株式会社再計算書	- · .	急	3, 501	3, 303	3, 013	•	3, 413	3, 135	2,878	2, 669	350		2, 946	2, 772	2, 538	2, 432	1, 392		2, 550	2, 387	2, 204	1, 729	1,875	1,491	1,450	507		1,071	1,452
アコム		盤	18,000	18,000	18,000		18,000	18,000	18,000	18,000	18,000		18,000	18,000	18,000	18,000	18,000		18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000		18,000	18,000
		日数	35	35	34		35	32	35	35	ស		35	32	34	33	22		32	. 35	32	30	36	32	35	14		21	32
*		適用期間	15,000 63/08/19-63/09/22	15,000 63/09/23-63/10/27	63/10/28-63/11/30		63/12/01-64/01/04	18,000 64/01/05-01/02/08	01/02/09-01/03/15	01/03/16-01/04/19	01/04/20-01/04/24		13,000 01/04/25-01/05/29	12,000 01/05/30-01/07/03	13,000 01/07/04-01/08/06	15,000 01/08/07-01/09/10	01/09/11-01/10/02	,	12,000 01/10/03-01/11/06	13,000 01/11/07-01/12/11	01/12/12-02/01/15	02/01/16-02/02/14	13,000 02/02/15-02/03/22	12,000 02/03/23-02/04/23	02/04/24-02/05/28	02/05/29-02/06/11		13,000 02/06/12-02/07/02	15,000 02/07/03-02/08/03
	·	返済額	15,000	15,000	15,000		20,000	18,000	15,000	15,000	12,000		13,000	12,000	13,000	15,000	12,000		12, 000	13,000	13,000	13, 000	13,000	12,000	12,000			. 13, 000	15, 000
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *) } } ! !	貸付額		•		30,000		-				40,000						30,000								20, 000	10,000		
	· 42	取引目	63/09/22	63/10/27	63/11/30	63/11/30	64/01/04	01/02/08	01/03/15	01/04/18	01/04/24	01/04/24	01/05/29	01/01/03	01/08/06	01/09/10	01/10/02	01/10/02	01/11/00	01/12/11	02/01/15	02/02/14	02/03/22	02/04/23	02/02/28	02/06/11	02/06/11	02/01/02	02/08/03
*															1 K 1 L										r				

œ

PAGE

H23/02/25

団

									,						٠		恒温					•						-	
	残元金	67, 805	53, 975	39, 906	25, 594	10, 985	40, 985	21, 514	6,885	-8, 020	-21.020	18 080	3 316	-11,627	-06 607	41 607	141,021	-41,021	170,14	720,007	770 TJ	-41,627	-56, 627	-76,627	-91,627	-71,627	729 98-	-101, 627	-116,627
	元金充当	10, 684	13,830	14,069	14, 312	14, 609		19, 471	14, 629	14,905			15, 664	14, 943) i											•			
	未払損害金																												
	損害金																												
• .	未払利息		-				99											<u>.</u>											
-	墨	1, 316	1, 170	931	688	391	99	464	371	92			336	. 57											•				
	和極	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	-		18,000	18,000															
	西麥	34	33	35	35	쯦	12	23	35	28		,	36	35			•												
-	適用期間	12, 000 02/08/04-02/09/06	5,000 02/09/07-02/10/11	5,000 02/10/12-02/11/15	15,000 02/11/16-02/12/20	15,000 02/12/21-03/01/20	03/01/21-03/02/01	20,000 03/02/02-03/02/24	15,000 03/02/25-03/03/31	15,000 03/04/01-03/04/28			16,000 03/06/03-03/07/08	15,000 03/07/09-03/08/12							•								
	返済額	12,000	15,000	15,000	15,000	15,000		20,000	15,000	15,000	13,000		16, 000	15,000	15,000	15,000		20,000	15,000	15,000	ı	15,000	20,000	15 000	5	15,000	15,000	15,000	ana far
•ub≠	貸付額						30,000					40,000					20,000				30,000				20,000				
發	取引日	02/09/06	02/10/11	02/11/15	02/12/20	03/01/20	03/05/01	03/02/24	03/03/31	03/04/28	03/06/02	03/06/05	03/01/08	03/08/12	03/09/17	03/10/22	03/10/31	03/11/25	03/12/29	04/02/03	04/02/16	04/03/09	04/04/13	04/05/18	04/06/01	04/06/22	04/01/27	04/08/30))))
		•												7	f .:														

16693309900000001

3/25 PAGE		残元金	-91, 627	-106 677	-106,627	- 20 00 0	0,021	72 740	55, 009	75, 009	56, 301	37,245	57, 245	38, 054	18, 785	-901	-20 901	-40 901	-20.001	-40 G01	-60 901	-40 901	-60 901	-50, 901	-70 qn1	-90 901	30, 301 -110 001	-130 901	-105, 901
R23/02/26		元金充当			.•			10 633	18, 731		18, 708	19, 056		19, 191	19, 269	19, 686													
. [未払損害金																				•							
:		損害金																											
(無窓器)		未払利息											330		•														
アコル株式会社再学上第一番	•	电电						367	1, 269		1, 292	944	330	479	731	314		-											
アコル		墨						18,000	18,000		18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000													·
		斑燚						œ	32		35	34	18	17	33	34													
* O		適用期間			-			20,000 04/11/02-04/11/09	20,000 04/11/10-04/12/14		20,000 04/12/15-05/01/18	20,000 05/01/19-05/02/21	05/02/22-05/03/11	20,000 05/03/12-05/03/28	20,000 05/03/29-05/05/06	0 02/02/01-02/06/09		0		0			0		0	0		0	
00001		返済額		15,000			,	20,000	20, 000		20,000	20, 00(٠	20, 000	20,000	20,000	20,000	20,000		20,000	20,000		20,000		20,000	20,000	20,000	20,00	
000066	-tibet	貸付額	25,000			100,000	100,000			20,000			20,000						20,000			20,000		10,000					25, 000
4166933099000001040	兼	取引用	04/08/31	04/10/04	04/10/23	04/10/23	04/11/01	04/11/09	04/12/14	04/12/14	05/01/18	05/02/21	05/03/11	05/03/28	90/90/30	60/90/30	05/07/14	05/08/18	05/09/12	05/09/22	05/10/27	05/11/02	05/12/02	05/12/02	06/01/06	06/02/10	06/03/16	06/04/20	.06/04/28
*															1	P.													

PAGE		-	01	.10	: 0		01	01	01	01	01	. 10		. 10	01	. 10	01	: 5	5 10	01	01	01	01	01	01	0.1	01	01
7.25		残元金	-125, 901	-145.901	-135, 901	-155,901	-175, 901	-160, 901	-180, 901	-200,901	-220,90	-200, 901	-225, 901	-215 901	-240,901	-230, 901	-253,90	-243, 901	-265, 901	-255, 901	-280,901	-305, 90]	-330, 901	-300,901	-325,90	-305,901	-330,901	-320,901
H23/02/25		元金克当					•																					
<u>⊊</u> ,	,	未払損害金															٠.											
		損害金																										
(確認用)		未抵利息			·					,											,		•					
7=4株式会社 再 計 第 書		利息									-						-				•							
アコリ		半極		•										,														
		日数																										
*		適用期間			,											-												
000010		返済額	20, 000	20,000		20,000	20,000		20,000	20,000	20,000		25,000	٠	25,000		23,000		22, 000		25, 000	25, 000	25, 000	1	25, 000		72, 000	
000066	معادلها	貸付額			10,000			15,000				20,000		10,000		10,000		.10,000		10,000		•	6	30, 000	0	20, 000	10 000	10,000
669330990000000000000000000000000000000	泰	取引用	06/05/25	06/06/29	06/07/31	60/80/90	20/60/90	70/60/90	06/10/07	06/11/11	06/12/16	07/01/10	07/01/20	07/01/31	07/02/23	07/02/28	07/03/30	07/04/02	07/05/04	07/05/10	80/90/70	07/07/11.	07/08/10	07/08/30	07/09/14	07/10/02	07/10/19	07/07/10

*41669330000000000

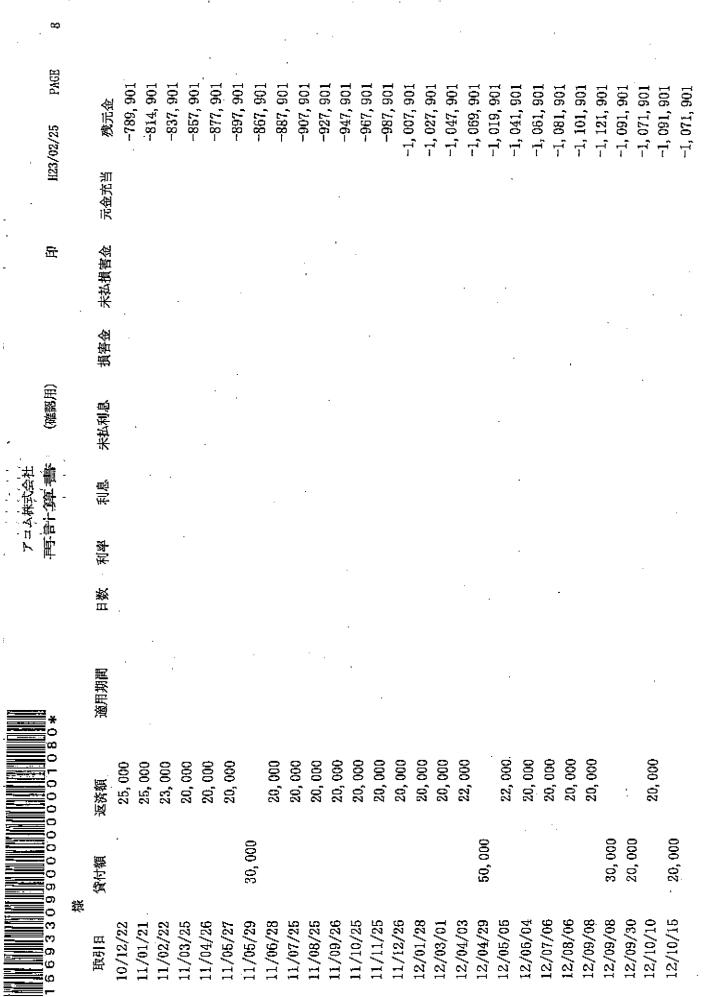
.			•		٠.																								
PAGE		费元金	-365, 901	-387, 901	-367, 901	-387, 901	-372, 901	-395,901	-385, 901	-408, 901	-399, 901	-424, 901	-449,901	-471, 901	-441,901	-466, 901	-491, 901	-466, 901	-491,901	-481, 901	-503, 901	-493 901	-518, 901	-508 an1	-533, 901	-523, 901	-548 q01	-538 901	-563, 901
H23/02/26		元金充当 残	-36	-38	-36	ř	ξ <u>ο</u> .	36-	<u>~</u>)∳	56-	-45	-4/	<u>-4</u>	70	· } -		₩		₩ -	12(75-	. I	, 15 , 15 , 15 , 15 , 15 , 15 , 15 , 15
짪		未払損害金 元																,											
		損害金											٠				,			,	•								
(確認用)		米拉利島										•																	
アコム株式会社 事育十算書		墨爾							•																				
アコム株式再手子第		松															-			•									
		斑燚																											٠.
*		適用期間																											
		返済額	25, 000	22,000		20, 000		23,000		23,000		25,000	25,000	22,000		25,000	25,000		25, 000		22, 000	•	25,000		25,000		25,000		25, 000
00006		貸付額			20,000		15,000		10,000		9,000				30,000			25,000		10,000		10,000		10,000	•	10,000	,	10,000	
*41669330990000001060	茶	取引日	07/12/28	08/01/30	08/01/30	08/03/02	60/60/80	08/04/06	08/04/14	08/05/12	08/06/04	08/06/16	08/01/16	08/08/50	08/08/59	08/09/23	08/10/28	08/10/31	08/12/02	08/12/02	09/01/06	09/01/02	09/05/10	09/02/24	09/03/16	09/03/31	09/04/21	09/04/21	09/05/26
*			٠								-					<u>ر</u> .													

H23/02/25

显

7.3.4株式会社 再計算書

	残元金	-553,901	-583, 901	-606.901	-576, 901	~598, 901	-623, 901	648, 901	-628, 901	-651, 901	-631, 901	-656, 901	-644 901	-665 901	-688 901	-713 901	-693 901	718 501	-110, 301 -696, 901	-718 901	-720, 901	-710 901	-735 001	-753 901	- 20°, 30°. - 74°300.	-143, 901	-764,901	-784,901	-764, 901
	元金充当			·	٠												•												
	未払損害金												٠																
	損害金												-															•	
	未払利息					•																							
	光德															,	1									•			
	图																												
	日数																	**										ů.	
,	適用期間																												
	返済額		30, 000	23,000	•	22,000	25,000	25, 000		23, 000	,	25,000	ı	21,000	23,000	25,000		23,000		22,000	2,000		22,000	21,000		21, 000	20,000		
شاوان	貸付額	10,000	-		30, 000				20,000		20,000	,	12,000			r	20,000		20,000			10,000			10,000			000 06	20,000
磔	取引用	06/02/30	08/90/60	60/08/03	09/08/10	80/60/60	09/10/14	09/11/16	09/11/28	09/12/22	10/01/12	10/01/25	10/05/01	10/03/02	10/04/05	10/05/10	10/02/10	10/06/08	10/06/00	10/07/12	10/07/12	10/07/12	10/08/16	10/09/21	10/09/29	10/10/23	10/11/26	10/19/01	10/17/01



-1, 560, 451

PAGE	. 4 ≌	901	901	901	901	901	901	901
H23/02/25	残元金	-1,091,	-1,111,901	-1, 131,	-1, 151,	-1, 171,	-1, 101,	-1, 121,
H23	元金充当							r
됴	未払損害金		<i>:</i>		•			
	損害金				**			
(確認用)	末払利息				٠		-	

7 = 4株式会社 |再計第書

黑

知

滋

別紙 2

	0000016			一种	再計算書	(確認用)		豆	H23/01/31	1/31 PAGE	-
獭					-						(
貸付額	返済額	適用期間	斑	出格	<u>操</u>	末払利息	相字命	李扒相軍	计令技术	≺ 1	
14/04/30					1		취 대 도	不知识中的	石紙光皿	煲万金	
14/04/30 200,000	,							•			
14/05/03 50,000		14/05/01-14/05/03	c	10,000		i c				200,000	
14/05/27		20.000 14/05/04-14/05/99	ي م	10,000	282	295		,		250, 000	
14/05/27 100,000		17/00/11 10/00/11	¥ 7	16, 000	2, 956				16, 747	233, 253	
14/06/27		20, 000 14/05/28-14/06/27	5	10.000	į					333, 253	
14/06/27 100,000		17/00/71 07/00/71	7.	10,000	5, U94				14, 906	318, 347	
14/07/26		20.000 14/06/28-14/07/98	00	10,000	0 0 1					418, 347	
14/07/26 50,000		0.7 / 10 / 11 0.7 / 100 / 1	67	10.000	298,0	•			14,018	404, 329	
14/08/26		20.000 14/07/27-14/08/98	5	10.000	0					454, 329	
14/08/26 30,000		07/00/17 17/10/22	5	10° 000	0, 945				13,055	441, 274	
14/09/26		15.000 14/08/97~14/08/98	ć	9	1					471, 274	
14/10/03 20,000		14/09/27-14/10/03	70	10,000	7, 204				7, 796	463, 478	
	20,000		- <u>g</u>	10,000	96. r	1, 599				483, 478	
14/11/29	20,000	20.000 14/10/30-14/11/90	3 5	10,000	RRT O				12, 202	471, 276	
14/12/31	15,000	14/11/30-14/19/91	, c	10,000	4,204				12, 796	458, 480	
15/01/31	20,000	15/01/01-15/01/91	70	10,000	7, 235				7, 765	450, 715	
15/03/03	20,000	15/09/01_15/09/02	7.	18,000	6, 890				13,110	437,605	
15/03/27	20,000	15/03/04-15/03/03 15/03/04-15/03/03	<u>.</u>	18, 000	689 9				13, 311	424, 294	
15/03/27 30,000	5 ,	12/50/01-±0/00/01	74	18.000	5, 021	•			14,979	409, 315	
15/04/28		20,000 15/03/28-15/04/98	e e	10 000	c c					439, 315	
15/04/28 20,000		07 /FO /OT /OT /OT /OT	70	10. 000	5, 932				. 13, 068	426, 247	
15/05/29	15,000	15,000 15/04/29-15/05/29		18 000	9					446, 247	
15/06/29	20,000	20,000 15/05/30-15/06/99	j [10,000	770 0				8, 178	438, 069	
15/06/29 20,000		77 /02 /01 02 /02	7 .	to. uvu) 60 'o				13, 303	424, 766	
15/08/02	20,000	20,000 15/06/30-15/08/02	34	18,000	7, 457	•			i i	444, 766	
15/09/03	20,000	20,000 15/08/03-15/09/03	32	18,000	6,820				12, 543 13, 180	432, 223	
	٠								מסי למי	415, V43	

c4

$\overline{}$
No. /

					7 3.49	アコル米式会社		⊬				
41669330	000066	000010	* O *		再	再計算書	(確認用)		础	H23/01/31	1/31 PAGE	<u>⊯</u> 1.
- T-K-	斑											
取引日	食付額	远済額	適用期間	蒸	紫	光真	未払利息	損害金	未払損害金	元金充当	残元金	
15/10/06		20,000 1	20,000 15/09/04-15/10/06	33	18,000	6,819				13, 181	405, R62	
15/10/24	20,000		15/10/07-15/10/24	18	18,000	3,602	3,602				425, 862	
16/11/05		20,000 1	15/10/25-15/11/05	12	18,000	. 2, 520				13, 878	411 984	
15/12/04		20,000	20,000 15/11/06-15/12/04	29	18,000	5, 891				. 14, 109	397 875	
16/01/05		20,000	20,000 15/12/05-16/01/05	32	18,000	6, 275				13, 725	384 150	
16/02/07		20,000 1	16/01/06-16/02/07	33	18,000	6, 234			4	13, 766	370,384	
16/03/10		20,000	20,000 16/02/08-16/03/10	32	18, 000	5, 828	-			14, 172	356, 212	
16/04/11		20,000	20,000 16/03/11-16/04/11	32	18,000	5, 605			,		341,817	
16/05/10		20,000 1	16/04/12-16/05/10	29	18,000	4, 875				15, 125	326, 692	
16/06/11		20, 000	16/05/11-16/06/11	32	18,000	5, 141				14, 859	311,833	
16/07/13	٠	20,000	20,000 16/06/12-16/07/13	32	18,000	4,907				15, 093	296, 740	
16/08/12		20,000	20,000 16/07/14-16/08/12	30	18,000	4, 378		•		15, 622	281, 118	
16/08/22	30, 000		16/08/13-16/08/22	10	18,000	1,382	1,382			•	311, 118	
16/09/12		20,000	20,000 16/08/23-16/09/12	21	18,000	3, 213				15, 405	295, 713	
16/10/14		20,000	20,000 16/09/13-16/10/14	32	18,000	4, 653				15,347	280, 366	
16/11/12		20,000	20,000 16/10/15-16/11/12	29	18,000	3, 998	•			16,002	264, 364	
16/12/12		20,000	20,000 16/11/13-16/12/12	30	18,000	3, 900			,	16, 100	248, 264	
17/01/12		20,000	20,000 16/12/13-17/01/12	31	18,000	3, 788				16, 212	232, 052	
17/02/10		20,000		29	18, 000	3, 318				16,682	215, 370	
17/03/13		20,000	20,000 17/02/11-17/03/13	31	18,000	3, 292				16, 708	198,662	
17/04/12		30,000	30,000 17/03/14-17/04/12	30	18,000	2, 939			•	27, 061	171,601	
17/05/14		20,000	20,000 17/04/13-17/05/14	32	18, 000	2, 708				17, 292	154, 309	
17/06/15		20,000		32	18,000	2, 435				17, 565	136, 744	
17/06/12		20,000		27	18,000	1,820				18, 180	118, 564	
17/00/11		20,000		30	18,000	1, 754				18, 246	100,318	
17/10/11		20,000		35		1, 583				18, 417	81, 901	
77 /07 / 17		20,000	zo, oco 17/09/13-17/10/12	유	18, 000	1, 211				18, 789	63, 112	

/31 PAGE		発元会	113 119	94 674	76 191	57 200	38 111	68 111	48, 985	29, 685	60 885	50, 587	31 350	31 260	11 099	41,020	01,020	10, 010	12, 916	-6, 881	-26, 881	-46,881	3, 119	-16,846	13, 154	-6,684	23, 316	3,614	43, 614	24, 302
H23/01/31		元金元当		18, 438	18 553	18, 912	19, 098		19, 126	19,300		19,098	19, 227		10 527		10 410	10,400	13,469	19, 797			1	19, 965		19,838		19, 702		19, 312
· 莅		未払損害金															•				•									
f *		損害金																											•	
(確認用)		未払利息	280					169			146			154		46														
7コム株式会社再手行簿。書、		医圆	280	1,282	1, 447	1,088	902	169	705	700	146	756	773	. 154	309	46	536	511	903	602			E 6	3	7	707	Ċ	867		688
アコム		基	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18, 000	18, 000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18 000	70, 000			18 000	70.	000	10,000	0	18. UUU	9	18, 000
		五数	6	23	31	29	32	6	21	23	10	22	31	10	20	æ	21	32	32	3			93	3	Ŀ	0.7	Ċ	70	Ċ	32
4166933099000001030		返済額 適用期間	17/10/13-17/10/21	20,000 17/10/22-17/11/13	20,000 17/11/14-17/12/14	20,000 17/12/15-18/01/12	20,000 18/01/13-18/02/13	18/02/14-18/02/22	20,000 18/02/23-18/03/15	20,000 18/03/16-18/04/13	18/04/14-18/04/23	20,000 18/04/24-18/05/15	20,000 18/05/16-18/06/15	18/06/16-18/06/25	20,000 18/06/26-18/07/15	18/07/16-18/07/23	20,000 18/07/24-18/08/13	20,000 18/08/14-18/09/14	20,000 18/09/15-18/10/16		20,000		20,000 18/12/23-19/01/14	11 (1) (1)	20 000 19/01/22-19/05/15	01/00/10/00/10/10/10	20 000 19/09/93-10/09/99	07/00/10/05/50 13/00/50	20 000 19/03/21-19/04/21	T7/E0/E1 17/00/01 000 (07
0000066	21.80	货付額	20,000		•			30, 000			40,000					40, 000						50, 000		30,000) } •	30, 000	5	40,000	•	
9 3 3 0	魯	取引日	17/10/21	17/11/13	17/12/14	18/01/12	18/02/13	18/02/22	18/03/15	18/04/13	18/04/23	18/05/15	18/06/15	18/06/25	18/07/15	18/07/23	18/08/13	18/09/14	18/10/16	18/11/15	18/12/11	18/12/22	19/01/14	19/01/21	19/02/15	19/02/22	19/03/20	19/03/20	19/04/21	
*						•									2	E,														

26/ 35

損害金 未払損害金 元金充当 残元金 19,617 4,6 19,470 15,2 19,745 -4,5 19,745 -4,5 -24,5 -144,5 -114,5						Yar.	アコム株式会社					
条付額 送前額 利率 利益 15,617 176 176 176 176 176 174 18,617	9330	990000	00001	0.40*		延	神 典	(強認用)		正	H23/0	1/31 PAGE
交付額 送鉄橋 海尾 利利 持島 未結前島 大結前島 大統積路 万金元当 19,617 19,745 1		**						•		,		
30,000 20,000 19/04/22-19/05/23 32 18,000 383 19,617 20,000 19/05/24-19/07/27 34 18,000 530 19,470 20,000 20,000 20,000 20,000 19/05/24-19/07/27 19,745 20,000 20,000 20,000 20,000 19,745 50,000 20,000 20,000 10,745 50,000 20,000 10,000 10,745 50,000 20,000 10,000 60,000 20,000 10,000 50,000 20,000 10,000 50,000 20,000 20,000 50,000 20,000 20,000 20,000	<u> </u>	貸付額	返済額	適用期間	四巻	鱼	第一章	未払利息	損害金	未払損害金	元金克当	残污金
30, 000 20, 000 19/05/24-19/07/27 34 18, 000 559 20, 000	5/23		20,000	19/04/22-19/05/23	32	18,000	383				19, 617	4,685
20, 000 19/05/24-19/07/27 34 18, 000 550 159, 470 150, 470 250 100 19/05/24-19/07/27 34 18, 000 255 19, 745 20, 000 20	5/23	30,000										34,685
20, 000 19/06/24-19/07/27 34 18, 060 265 19, 7455 20, 000	6/23		20,000	19/05/24-19/06/23	31	18,000	. 530			•	19, 470	15, 215
20, 000 20, 000	7/27		20,000	19/06/24-19/07/27	34	18,000	, 255				19.745	-4.530
20,000 20,000	8/29		20,000) - 	-24 530
20,000 20,000	0/01		20, 000								•	-44.530
20, 000 20, 000	1/03		20,000									-64, 530
20, 000 20, 000	2/07		20,000								•	-84, 530
50, 000 50, 000 20, 000	1/08		20,000									-104, 530
50,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 50,000 50,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000	2/12		20, 000									-194 520
50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 20,000 20,000	3/12		20,000									144 590
20,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000	13/23	50,000										-04 520
20, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000 50, 000	4/15		20,000				-					74, 030 -114 620
50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000 50,000	5/14		20,000					-				124 520 -134 520
50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 50,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000	6/15		20,000									154 F30
20, 000 50, 000 50, 000 50, 000 20, 000 20, 000 50, 000 50, 000 20, 000 20, 000 20, 000	6/22	50,000								-		-104 530
50,000 50,000 50,000 20,000 50,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000	7/13		20, 000									000 E01
50,000 50,000 20,000 50,000 50,000 20,000 20,000 20,000 20,000	8/15		20,000								•	144, 050
50,000 20,000 20,000 20,000 50,000 20,000 20,000 20,000 20,000 20,000	8/23	50,000										000 ft.7
50, 000 20, 000 50, 000 20, 000 20, 000 20, 000 20, 000	9/13		20,000									04, 000 114 Fno
20,000 50,000 20,000 20,000 20,000	9/17	50,000							·			114,030
20, 000 50, 000 20, 000 20, 000 20, 000	0/16		20,000									-04, 530
50, 000 20, 000 20, 000 20, 000	1/17		20,000						-			-84, 530 for res
20, 000 20, 000 20, 000	1/19	50,000										7,104, 530
20,000	2/21		20,000									-54, 530
20, 000	1/21		20, 000									-74,530
	2/22		20,000									04, 000 -114 F00

	10												•							-					ļ
	1/31 PAGB	4 世	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	-04, 930	-84, 530	-104,530	-54, 530	-74, 530	-94, 530	-44, 530	-64, 530	-84, 530	-34,530	-54, 530	-74, 530	-94,530	-114,530	-134,530	-154,530	-174,530	-194;530	-214,530	-234,530	-249, 530	-249, 530
	H23/01/31	计会先为																							974, 530
-		未払損害令																				٠			
		損害金																							
į	(無智)	米松利息																							
株式会社	章 章	利息						,	•									٠			-				220, 470
N 1		母母																							
		田教																							
	*	適用期間			•														-	,		٠			
	000010.5	返済額		20,000	20,000		90.000	20,000	5	20.000	20,000	70, 000	000 00	20,000	20,000	20,000	20, 000	20,000	20,000	20, 000	20, 000	20 000	16,000	10, 000	1, 930, 000
		貸付額	50,000			50,000		•	50,000	·		50 000	500												1,460,000
	o o s o o o o o o o o o o o o o o o o o	取引日	21/02/22	21/03/23	21/04/22	21/04/22	21/05/24	21/06/23	21/06/23	21/07/23	21/08/91	21/08/21	21/09/23	21/10/23	21/11/22	21/12/22	22/01/25	22/02/21	22/03/24	22/04/25	22/05/25	22/06/26	22/07/30	20 /10 /20	•
	€ 1 -														2.					Ţ					

と飛門

取引履歴1(アコム株式会社)

日付	借入額	支払額	日数	発生利息	未払利息計	過払利息	過払利息計	未払残元本	利率
昭和61年12月3日	¥200,000			· ·				¥200,000	18%
昭和61年12月15日		¥202,400	12	¥1,183	¥0			¥-1,217	5%
昭和62年2月1日	¥50,000		48			¥-8	¥Ó	¥48,775	18%
昭和62年3月8日		¥10,000	35	¥841	¥O	1.1		¥39,616	18%
昭和62年3月8日	¥50,000		0	¥0	¥O			¥89,615	18%
昭和62年3月16日	¥100,000		8	¥353	¥353			¥189,616	18%
昭和62年4月12日		¥10,000	27	¥2,524	¥0			¥182,493	18%
昭和62年5月17日		¥10,000	35	¥3,149	¥0			¥175,642	18%
昭和62年5月19日	¥115,403		2	¥173	¥173			¥291,045	18%
昭和62年6月23日		¥15,000	35	¥5,023	¥0			¥281,241	18%
昭和62年7月28日		¥15,000	35	¥4,854	¥0			¥271,095	18%
昭和62年9月1日		¥15,000	35	¥4,679	¥0	!	<u></u>	¥260,774	18%
昭和62年10月6日		¥15,000	35	¥4,501	¥O	_		¥250,275	18%
昭和62年11月10日		¥15,000	35	¥4,319	¥0			¥239,594	18%
昭和62年12月15日		¥15,000	35	¥4,135	¥0			¥228,729	18%
昭和63年1月20日		¥20,000	36	¥4, <u>053</u>	¥0			¥212,782	18%
昭和63年2月24日		¥20,000	35	¥3,662	¥0			¥196,444	18%
昭和63年3月31日		¥15,000	36	¥3,478	¥Ο			¥184,922	18%
昭和63年5月5日		¥20,000°	35	¥3,183	¥0.			¥168,105	18%
昭和63年6月9日		¥15,000	35	¥2,893	¥0			¥155,998	18%
昭和63年6月9日	¥5.023		Ö	¥0	¥0.			¥161,021	18%
昭和63年6月17日	¥70,000		8	¥633	¥633			¥231,021	18%
昭和63年7月14日		¥20,000	27	¥3,067	¥0			¥214,721	18%
四和63年8月18日		¥15,000	35	¥3,696	¥0			¥203,417	18%
昭和63年9月22日		¥15,000	35	¥3,501	¥0			¥191,918	18%
昭和63年10月27日		¥15,000	35	¥3,303				¥180,221	18%
昭和63年11月30日		¥15,000	34	¥3,013	¥0			¥168,234	18%
昭和63年11月30日	¥30,000		0	¥0	¥0	 "	_	¥198,234	18%
昭和64年1月4日		¥20,000	35	¥3,413	¥0			¥181,647	18%
平成1年2月8日		¥18,000	35	¥3,135				¥166,782	18%
平成1年3月15日		¥15,000	35	¥2,878	¥0			¥154,660	18%
平成1年4月19日		¥15,000	35	¥2,669	¥0	_		¥142,329	18%
平成1年4月24日	<u> </u>	¥12,000	. 5	¥350	¥0			¥130,679 ¥170,679	18% 18%
平成1年4月24日	¥40,000		0	¥0	¥0			¥160.624	18%
平成1年5月29日		¥13,000	35	¥2,945	¥0		<u> </u>	¥151,396	18%
平成1年7月3日		¥12,000	35	¥2,772				¥140,934	_
平成1年8月6日		¥13,000		¥2,538				¥128,366	_
平成1年9月10日		¥15,000	_	¥2,432		<u> </u>		¥117,758	-
平成1年10月2日		¥12,000	_	¥1,392			-	¥147,758	-
平成1年10月2日	¥30,000		0	¥0				¥138,308	<u> </u>
平成1年11月6日		¥12,000	35	¥2,550			<u></u>	¥127,695	-
平成1年12月11日	ļ. <u> </u>	¥13,000		¥2,387				¥116,899	
平成2年1月15日	 	¥13,000	_	¥2,204				¥105,628	_
平成2年2月14日		¥13,000		¥1,729				¥94,503	-
平成2年3月22日	<u> </u>	¥13,000	•	¥1.875	-		 	¥83,994	_
平成2年4月23日		¥12,000	+	¥1,491				¥73,443	
平成2年5月28日	<u> </u>	¥12,000	35 14	¥1,449 ¥507				¥103,443	18%
平成2年6月11日	¥30,000			¥1,071	*0			¥92,021	18%
平成2年7月2日		¥13,000	21	¥1,452				¥78,473	
平成2年8月3日	 -	¥15,000		¥1,43 <u>2</u> ¥1,277	<u> </u>		 	¥67,750	
平成2年9月5日		¥12,000	-	¥1,202				¥53,952	_
平成2年10月11日	 	¥15,000		¥1,202 ¥931	¥0	<u> </u>		¥39,883	
平成2年11月15日		¥15,000 ¥15,000	-	¥688	·		_	¥25,571	18%
平成2年12月20日	<u>L</u>	1 +10,000	1 22	+000	1	! . 			

平成3年1月20日		¥15,000	31	¥390	¥0			¥10,961	18%
平成3年2月1日	¥30,000		12	¥64	¥64	•		¥40,961	18%
平成3年2月24日		¥20,000	23	¥464	¥0			¥21,489	18%
平成3年3月31日		¥15,000	35	¥370	¥0			¥6,859	18%
平成3年4月28日		¥15,000	28	¥94	¥0	-		¥-8,047	5%
平成3年6月2日		¥13,000	35			¥-38	¥-38	¥-21.047	5%
平成3年6月2日	¥40,000		0			¥0	¥0	¥18,915	18%
平成3年7月8日		¥16,000	36	¥335	¥0	j		¥3,250	18%
平成3年8月12日		¥15,000	35	¥56	¥O			¥-11,694	5%
平成3年9月17日		¥15,000	36	İ		¥-57	¥-57	¥-26,694	5%
平成3年10月22日		¥15,000	35			¥-127	¥-184	¥-41,694	5%
平成3年10月31日	¥20,000	_	9	_		¥-51	¥O	¥-21,929	5%
平成3年11月25日		¥20,000	25			¥ - 75	¥-75	¥-41.929	5%
平成3年12月29日		¥15,000	34		'	¥-195	¥270	¥-56,929	5%
平成4年2月3日	-	¥15,000	36		-"	¥-279	¥-549	¥-71,929	5%
平成4年2月16日	¥30,000	<u> </u>	13			¥-127	¥0	¥-42,605	5%
平成4年3月9日		¥15,000	22			¥-128	¥-128	¥-57,605	5%
平成4年4月13日		¥20,000	35			¥-275	¥-403	¥-77,605	5%
平成4年5月18日		¥15,000	35			¥-371	¥-774	¥-92,605	5%
平成4年6月1日	¥20,000	+,0,000	14			¥-177	¥0	¥-73,556	- 5%
平成4年6月22日	+20,000	¥15,000	21			¥-211	¥-211	¥-88,556	5%
平成4年7月27日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	¥15,000	35		-	¥-423	¥-634	¥-103,556	5%
平成4年7月27日		¥15,000	34			¥-480	¥-1,114	¥-118,556	5%
	¥25,000	+10,000	1			¥-16	¥0	¥-94,686	5%
平成4年8月31日	#23,000	¥15,000	34		<u> </u>	¥-439	¥-439	¥-109,686	5%
平成4年10月4日	¥100,000	#13,000	19			¥-284	¥0	¥-10,409	5%
平成4年10月23日	¥100,000		9			¥-12	¥O	¥89,579	18%
平成4年11月1日	#100,000	¥20,000	8	¥352	¥0			¥69,931	18%
平成4年11月9日		¥20,000	35	¥1,203	¥O			¥51,134	18%
平成4年12月14日	V20 000	¥20,000	33	¥1,200	¥0			¥71,134	18%
平成4年12月14日	¥20,000	¥20,000	35	¥1,225	¥0			¥52,359	18%
平成5年1月18日		¥20,000	34	¥877	¥0	-		¥33,236	18%
平成5年2月21日	¥20,000	+20,000	18	¥295	¥295			¥53,236	18%
平成5年3月11日	#20,000	¥20,000	17	¥446	¥0			¥33,977	18%
平成5年3月28日		¥20,000	39	¥653	¥0			¥14,630	18%
平成5年5月6日			34	¥245	¥0			¥-5,125	5%
平成5年6月9日	- 	¥20,000 ¥20,000	35	4240	···	¥-24	¥-24	¥-25,125	5%
平成5年7月14日			35			¥-120	¥-144	¥-45,125	5%
平成5年8月18日		¥20,000				¥-154	¥O	¥-25,423	5%
平成5年9月12日	¥20,000		25			¥-34	¥ - 34	¥-45,423	5%
平成5年9月22日	··	¥20,000	10 35			¥-217	¥-251	¥-65,423	5%
平成5年10月27日		¥20,000				¥-53	¥0	¥-45,727	5%
平成5年11月2日	¥20,000	VOA 000	6_			∓ \$3 ¥~187	¥-187	¥-65,727	5%
平成5年12月2日		¥20,000	30			¥0	¥0	¥-55,914	5%
平成5年12月2日	¥10,000		0_			¥-268	¥-268	¥-75,914	5%
平成6年1月6日		¥20,000	35			4-263 ¥-363	¥-631	¥-95,914	5%
平成6年2月10日		¥20,000	35			¥-446	¥-1,077	¥-115,914	5%
平成6年3月16日 _		¥20,000	34			¥~555	¥-1,632	¥-135,914	5%
平成6年4月20日		¥20,000	35			¥-148	¥0	¥-112,694	5%
平成6年4月28日	¥25,000		8			¥-146	¥-416	¥-132,694	5%
平成6年5月25日		¥20,000	27			¥-636	¥-1,052	¥-152,694	5%
平成6年6月29日		¥20,000	35	<u> </u>			¥0.032	¥-144,415	5%
平成6年7月31日	¥10,00 <u>0</u>		32			¥-669	¥-59	¥-164,415	5%
平成6年8月3日		¥20,000	3	ļ <u></u> -		¥-59;	¥-734	¥-184,415	5%
平成6年9月2日		¥20,000	30			¥-675	±-/34 ¥0	¥=170,149	5%
平成6年9月2日	¥15,000		0			¥0	¥-815	¥-190,149	5%
平成6年10月7日		¥20,000	35	<u> </u>		¥-815		¥-190,149 ¥-210,149	5%
平成6年11月11日	1	¥20,000	35	<u></u>		¥-911	¥-1,726	+-210,149	3/1

平成6年12月16日		¥20,000	35	¥-1,0	07 ¥-2,733	¥-230,149	5%
平成7年1月10日	¥25,000		25	¥-7	88 ¥0	¥-208,670	5%
平成7年1月20日		¥20,000	10	¥-2	85 ¥-285	¥-228,670	5%
平成7年1月31日	¥10,000		11	¥-3	44 ¥0	¥-219,299	. 5%
平成7年2月23日		¥25,000	23	¥-6	90 ¥-690	¥-244,299	5%
平成7年2月28日	¥10,000		5	¥-1	67 ¥0	¥-235,156	5%
平成7年3月30日		¥23,000	30	¥-9	66 ¥-966	¥-258,156	5%
平成7年4月2日	¥10,000		3	¥-1	06 ¥0	¥-249,228	5%
平成7年5月4日		¥22,000	32	¥-1.0	92 ¥-1.092	¥-271.228	5%
平成7年5月10日	¥10,000		6	¥-2	22 ¥0	¥-262,542	5%
平成7年6月8日		¥25,000	29	¥-1,0	42 ¥-1,042	¥-287,542	5%
平成7年7月11日		¥25,000	33	¥-1.2	99 ¥−2,341	¥-312,542	5%
平成7年8月10日		¥25,000	30	¥-1,2	84 ¥-3,625	¥-337,542	5%
平成7年8月30日	¥30,000		20	¥-9	24 ¥0	¥~312,091	5%
平成7年9月14日		¥25,000	15	¥6	41 ¥-641	¥-337,091	5%
平成7年10月2日	¥20,000		18	¥-8	31 ¥0	¥~318,563	5%
平成7年10月19日		¥25,000	17	¥-7	41 ¥-741	¥-343,563	5%
平成7年10月23日	¥10,000		4	¥-1	88 ¥0	¥-334,492	5%
平成7年11月23日		¥20,000	31	¥-1.4	20 <u>¥−1,420</u>	¥-354,492	5%
平成7年12月28日		¥25,000	35	¥1,6	99 ¥-3,119	¥-379.492	5%
平成8年1月30日		¥22,000	33	¥1.7	10 ¥-4,829	¥-401,492	5%
平成8年1月30日	¥20,000		0		¥0 ¥0	¥-386,321	5%
平成8年3月2日	·	¥20,000	32	¥-1.6	88 ¥−1.688	¥-406,321	5%
平成8年3月3日	¥15,000	-	1	¥	55 ¥0	¥-393,064	5%
平成8年4月6日		¥23,000	34	¥-1,8	25 ¥-1,825	¥-416,064	5%
平成8年4月14日	¥10,000		8	¥-4	54 ¥0	¥-408,343	5%
平成8年5月12日		¥23,000	28	¥-1,5	61 ¥−1,561	¥-431,343	5%
平成8年6月4日	¥9,000		23	¥-1,3	55 ¥0	¥-425,259	5%
平成8年6月16日		¥25,000	12	¥6	97 ¥-697	¥-450,259	5%
平成8年7月16日		¥25,000	30	¥-1,8	45 ¥-2,542	¥-475,259	5%
平成8年8月20日		¥22,000	35	¥-2,2	72 ¥-4,814	¥-497,25 9	5%
平成8年8月29日	¥30,000		9	¥-6	11 ¥0	¥-472,684	5%
平成8年9月23日	· -	¥25,000	25	¥1,6	14 ¥-1,614	¥-497,684	5%
平成8年10月28日		¥25,000	35	¥-2,3	79 ¥-3,993	¥-522.684	5%
平成8年10月31日	¥25,000		3	¥-2	14 ¥0	¥-501,891	5%
平成8年12月2日		¥25,000	32	¥2,1	94 ¥-2,194	¥-526,891	5%
平成8年12月2日	¥10,000		0		¥0 40	¥-519,085	5%
平成9年1月6日		¥22,000	35	¥-2.4	82 ¥-2.482	¥-541,085	5%
平成9年1月7日	¥10,000		1	¥-	74 ¥0	¥-533,641	5%
平成9年2月10日		¥25,000	34	¥-2,4	85 ¥-2,485	¥-558,641	5%
平成9年2月24日	¥10,000		14	¥−1,0	71 ¥0	¥~552,197	5%
平成9年3月16日		¥25,000	20	¥-1,5	12 ¥-1,512	¥-577,197	5%
平成9年3月31日	¥10,000		15	¥-1,1	86 ¥0	¥-569,895	5%
平成9年4月21日	<u> </u>	¥25,000	21	¥-1,6	39 ¥-1,639	¥-594,895	5%
平成9年4月21日	¥10,000		0		¥0 ¥0	¥-586,534	5%
平成9年5月26日		¥25,000	35	¥-2.8	12 ¥-2,812	¥-611,534	5%
平成9年5月30日	¥10,000		4	¥-3	35 ¥0	¥-604,681	5%
平成9年6月30日		¥30,000	31	¥2,5	67 <u>¥-2,567</u>	¥ - 634,681	5%
平成9年8月3日		¥23,000	34	¥-2.9	56 ¥-5.523	¥-657,681	5%
平成9年8月10日	¥30,000		7	¥-6	30 ¥0	¥~633,834	5%
平成9年9月8日		¥22,000	29	¥2.5	17 ¥-2,517	¥-655,834	5%
平成9年10月14日	 -	¥25,000	36	¥-3,2	34 ¥-5,751	¥-680,834	5%
平成9年11月16日		¥25,000	33	¥-3,0	77 ¥-8,828	¥-705,834	5%
平成9年11月28日	¥20,000		12	¥-1,1	60 ¥0	¥-695,822	5%
平成9年12月22日	1	¥23,000	24	¥-2.2	87 ¥-2,287	¥-718,822	5%
平成10年1月12日	¥20,000	. = . ,	21	¥-2,0	;	¥-703,176	5%
平成10年1月25日		¥25,000	13	¥-1,2	52 ¥-1,252	¥-728,176	5%
[1/2414±1/125B]	<u> </u>	,					

平成10年2月1日	¥12,000		7	-	¥-698	¥0	¥-718,126	5%
平成10年3月2日	-	¥21,000	29		¥-2,852	¥-2,852	¥-739,126	5%;
平成10年4月5日		¥23,000	34		¥-3,442	¥-6,294	¥-762,126	5%
平成10年5月10日	· i	¥25,000	35		¥-3,654	¥-9,948	¥-787,126	5%
平成10年5月10日	¥20,000		Ō		¥O	¥o	¥-777,074	5%
平成10年6月8日		¥23,000	29	"	¥-3,087	¥-3,087	¥-800,074	5%i
平成10年6月9日	¥20,000		1		¥-109	¥0	¥-783,270	5%
平成10年7月12日	-	¥24,000	33		¥-3,540	¥-3,540	¥-807,270	5%
平成10年7月12日	¥10,000	-	0		¥0	¥0	¥-800,810	5%
平成10年8月16日		¥22,000	35		¥-3,839	¥-3,839	¥-822,810	5%
平成10年9月21日		¥21,000	36		¥-4.057	¥-7,896	¥-843.810	5%
平成10年9月29日	¥10,000		- 8		¥-924	¥0	¥-842,630	5%
平成10年10月23日		¥21,000	24		¥-2.770	¥-2,770	¥-863,630	5%
平成10年11月26日		¥20,000	34	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	¥-4,022	¥-6.792	¥-883,630	5%
平成10年12月1日	¥20,000		5		¥-605	¥o	¥-871,027	5%
平成10年12月22日		¥25,000	21		¥-2,505	¥-2,505	¥-896,027	5%
平成11年1月21日		¥25,000	30		¥-3,682	¥-6,187	¥-921,027	5%
平成11年2月22日		¥23,000	32		¥-4,037	¥-10,224	¥-944,027	5%
平成11年3月25日		¥20,000	31		¥-4,008	¥-14,232	¥-964,027	5%
平成11年4月26日		¥20,000	32		¥-4,225	¥-18,457	¥-984,027	5%
平成11年5月27日		¥20,000	31		¥-4,178	¥-22,635	¥-1,004,027	5%
平成11年5月29日	¥30,000		2		¥-275	¥0	¥-996,937	5%
平成11年6月28日		¥20,000	30		¥-4,097	¥-4,097	¥-1,016,937	5%
平成11年7月25日		¥20,000	27		¥-3,761	¥-7.858	¥-1,036,937	5%
平成11年8月25日		¥20,000	31		¥-4,403	¥-12,261	¥~1,056,937	5%
平成11年9月26日		¥20,000	32		¥-4,633	¥-16,894	¥-1,076,937	5%
平成11年10月25日		¥20,000	29		¥-4,278	¥-21,172	¥-1,096,937	5%
平成11年11月25日		¥20,000	31		¥~4,658	¥-25,830	¥-1,116,937	5%
平成11年12月26日		¥20,000	31		¥-4,743	¥-30,573	¥-1,136,937	5%
平成12年1月28日	_	¥20,000	33		¥-5,126	¥-35,699	¥-1,156,937	5%
平成12年1月25日		¥20,000	33		¥-5,215	¥-40,914	¥-1.176,937	5%
平成12年4月3日	-	¥20,000	33		¥-5,305	¥-46.219	¥-1,196,937	5%
平成12年4月29日	¥50,000		26		¥-4,251	¥-470	¥-1,196,937	5%
平成12年5月5日		¥22,000	6		¥-981	¥-1,451	¥-1,218,937	5%
平成12年6月4日		¥20,000	30		¥-4,995	¥-6,446	¥-1,238,937	5%
平成12年7月6日	-	¥20,000	32		¥=5,416	¥-11.862	¥-1.258.937	5%
平成12年8月6日		¥20,000	31		¥-5,331	¥-17,193	¥-1,278,937	5%
平成12年9月8日		¥20,000	33		¥-5.765	¥-22.958	¥-1,298,937	5%
平成12年9月8日	¥30,000		. 0		¥0	¥0	¥-1,291,895	5%
平成12年9月30日	¥20,000		22		¥-3,882	¥o	¥-1,275,777	5%
平成12年10月10日	. — - , +	¥20,000	10		¥-1.742	¥−1.742	¥-1,295,777	5%
平成12年10月15日	¥20,000		5		¥-885	¥o	¥-1,278,404	5%
平成12年10月13日		¥20,000	27		¥-4,715	¥ - 4.715	¥-1,298,404	5%
平成12年12月10日		¥20,000	29		Y-5,143	¥-9.858	¥-1,318,404	5%
平成13年1月13日		¥20,000	34		¥-6,129	¥-15,987	¥-1,338,404	5%
平成13年1月16日		¥20,000	34	_	¥-6,233	¥-22.220	¥-1,358,404	5%
平成13年2月 <u>10日</u> 平成13年3月18日		¥20,000	30		¥-5,582	¥-27,802	¥-1,378,404	5%
平成13年3月27日	¥70,000		9		¥-1,699	¥0	¥-1, <u>337,905</u>	5%
平成13年4月22日		¥20,000	26		¥-4,765	¥-4,765	¥-1,357,905	5%
平成13年4月23日	-	¥438,550	1		¥-186	¥-4,951	¥-1.796,455	5%
平成14年4月30日	¥200,000		372		¥-91,545	¥0	¥-1,692,951	5%
平成14年5月3日	¥50,000		3		¥-695	¥0	¥-1,643,646	5%
平成14年5月27日		¥20,000	24		¥-5,403	¥-5,403	¥-1.663,646	5%
平成14年5月27日	¥100,000		0		¥0	¥0	¥-1,569,049	5%
平成14年6月27日		¥20,000	31		¥-6,663	¥-6,663	¥-1,589,049	5%
平成14年6月27日	¥100,000		0		¥0	¥0	¥-1,495,712	5%
平成14年7月26日		¥20,000	29		¥-5,941	¥-5,941	¥-1,515,712	5%
1 100 - 1-1-17 1 ZV H	<u>. </u>						_	

平成14年7月26日	¥50,000		. 0		¥o	¥0	¥-1,471,653	5%
平成14年8月26日		¥20,000	31		¥-6,249	¥-6,249	¥-1.491.653	5%
平成14年8月26日	¥30,000	,	Q		¥0	¥0	¥-1,467,902	5%
平成14年9月26日		¥15,000	31		¥-6,233	¥-6,233	¥-1,482.902	5%
平成14年10月3日	¥20,000		7		¥-1,421	¥0	¥-1,470,556	5%:
平成14年10月29日		¥20,000	26		¥-5,237	¥-5,237	¥-1,490,556	5%
平成14年11月29日		¥20,000	31		¥-6,329	¥-11,566	¥-1,510,556	5%
平成14年12月31日		¥15,000	32		¥-6,621	¥-18,187	¥-1.525,556	5%
平成15年1月31日		¥20,000	31		¥-6,478	¥-24,665	¥-1.545,556	5%
平成15年3月3日		¥20,000	31		¥-6.563	¥-31.228	¥-1,565,556	5%
平成15年3月27日		¥20,000	24		¥-5,147	¥-36,375	¥-1,585,556	5%
平成15年3月27日	¥30,000	. "	0		¥0	¥~6,375	¥-1,585,556	5%
平成15年4月28日		¥20,000	32		¥-6,950	¥-13,325	¥-1,605,556	5%
平成15年4月28日	¥20,000		0		¥0	¥0	¥-1,598,881	5%
平成15年5月29日		¥15,000	31		¥-6,789	¥-6,789	¥-1,613,881	5%
平成15年6月29日		¥20,000	31		¥-6,853	¥-13,642	¥-1,633,881	5%
平成15年6月29日	¥20,000		0		¥o	¥0	¥-1,627,523	5%
平成15年8月2日		¥20,000	34		¥-7,580	¥-7,580	¥-1,647,523	5%
平成15年9月3日		¥20,000	32		¥-7,222	¥-14,802	¥-1,667,523	5%
平成15年10月6日		¥20,000	33		¥-7,538	¥-22,340	¥-1,687,523	5%
平成15年10月24日	¥20,000		18		¥-4,161	¥-6,501	¥-1,687,523	5%
平成15年11月5日	" -	¥20,000	12		¥-2,774	¥-9,275	¥-1,707,523	5%
平成15年12月4日	-	¥20,000	29		¥-6,783	¥-16,058	¥-1,727,523	5%.
平成16年1月5日		¥20,000	32		¥-7,569	¥-23,627	¥=1,747,523	5%
平成16年2月7日		¥20,000	33		¥-7,878	¥-31,505	¥-1,767,523	5%
平成16年3月10日		¥20,000	32		¥-7,726	¥-39,231	¥-1,787,523	5%
平成16年4月11日		¥20,000	32		¥-7,814	¥-47,045	¥-1,807,523	5%
平成16年5月10日		¥20,000	29		¥-7.160	¥-54,205	¥-1,827,523	5%
平成16年6月11日	<u> </u>	¥20,000	32		¥-7.989	¥-62,194	¥-1,847,523	5%
平成16年7月13日	-	¥20,000	32		¥-8,076	¥-70,270	¥-1,867,523	5%
平成16年8月12日	"	¥20,000	30		¥-7.653	¥-77,923	¥−1,887,523	5%
平成16年8月22日	¥30,000		10		¥-2,578	¥-50,501	¥-1,887,523	5%
平成16年9月12日		¥20,000	21		¥-5,415	¥-55,916	¥−1,907,523	5%
平成16年10月14日		¥20,000	32		¥-8,338	¥-64,254	¥-1,927,523	5%
平成16年11月12日		¥20,000	29		¥-7,636	¥-71,890	¥-1,947,523	5%
平成16年12月12日		¥20,000	30		¥-7,981	¥-79,871	¥-1,967,523	5%
平成17年1月12日		¥20,000	31		¥-8,340	¥-88,211	¥-1,987,523	5%
平成17年2月10日		¥20,000	29		¥-7,895	¥-96,106	¥-2,007,523	5%
平成17年3月13日		¥20,000	31		¥-8,525	¥-104,631	¥-2,027,523	5%
平成17年4月12日		¥30,000	30		¥-8,332	¥-112,963	¥-2,057,523	5%
平成17年5月14日		¥20,000	32		¥-9,019	¥-121,982	¥-2,077,523	5%
平成17年6月15日		¥20,000	32		¥-9,106	¥-131,088	¥-2,097,523	5%
平成17年7月12日		¥20,000	27		¥-7,757	¥-138,845	¥-2,117,523	5%
平成17年8月11日	<u> </u>	¥20,000	30		¥-8,702	¥-147,547	¥-2,137,523	5%
平成17年9月12日		¥20,000	32		¥-9,369	¥-156,916	¥-2,157,523	5%
平成17年10月12日		¥20,000	30	·	¥-8,866	¥-165,782	¥-2,177,523	5%
平成17年10月21日	¥50,000		9		¥-2,684	¥-118,466	¥-2,177,523	5%
平成17年11月13日		¥20,000	23		¥-6,860	¥-125,326	¥-2,197,523	5%
平成17年12月14日		¥20,000	31		¥-9,331	¥-134.657	¥-2,217,523	5%
平成18年1月12日		¥20,000	29		¥-8,809	¥-143,466	¥-2,237,523	5%
平成18年2月13日		¥20,000	32		¥-9,808	¥-153,274	¥-2,257,523	5%
平成18年2月22日	¥30,000		9		¥-2,783	¥-126,057	¥-2.257,523	5%
平成18年3月15日		¥20,000	21		¥-6,494	¥-132,551	¥-2,277,523	5%
平成18年4月13日		¥20,000	29		¥-9,047	¥-141,598	¥-2,297,523	5%
平成18年4月23日	¥40,000		10		¥-3,147	¥-104,745	¥-2,297,523	5%
平成18年5月15日		¥20,000	22		¥-6,924	¥-111.669	¥-2.317,523	5%
平成18年6月15日		¥20,000	31	"	¥-9,841	¥-121,510	¥-2,337,523	5%
, .,,		, <u> </u>						

To the to the training	<u> </u>	V22 222			1		· · · ·		·
平成18年6月26日		¥20,000	11	-	1	¥-3,522	Y-125,032	¥-2,357,523	
平成18年7月15日	\/ 14 A A A A	¥20,000	19		<u> </u>	¥-6,136	¥-131,168	¥-2,377,523	5%
平成18年7月23日	¥40,000	V00 000	8		 	¥-2,605	¥-93,773	¥-2.377,523	5%
平成18年8月13日		¥20,000	21		ļ	¥-6,839	¥-100,612	¥-2,397,523	. 5%
平成18年9月14日		¥20,000	32			¥-10,509	¥-111,121	¥-2,417,523	5%
平成18年10月16日		¥20,000	32		ļ	¥-10,597	¥-121,718	¥-2.437,523	5%
平成18年11月15日		¥20,000	30			¥-10,017	¥-131,735	¥-2,457,523	5%
平成18年12月11日		¥20,000	26			¥-8,752	¥-140,487	¥-2,477,523	5%
平成18年12月22日	¥50,000		11			¥-3.733	¥-94,220	¥-2,477,523	5%
平成19年1月14日		¥20,000				¥-7.805	¥-102,025	¥-2,497,523	5%
平成19年1月21日	¥30,000		7			¥-2,394	Y-74,419	¥=2.497.523	5%
平成19年2月15日		¥20,000	25			¥-8,553	¥-82,972	¥-2,517,523	5%
平成19年2月22日	¥30,000					¥2,414	Y-55,386	¥-2,517,523	. 5%
平成19年3月20日		¥20,000	26			¥-8,966	¥-64,352	¥-2,537,523	5%
平成19年3月20日	¥40,000		0	-		¥0	¥-24,352	¥-2,537,523	5%
平成19年4月21日		¥20,000	32		·	¥-11,123	¥-35,475	¥-2,557,523	5%
平成19年5月23日		¥20,000	32			¥-11,211	¥-46,686	¥-2,577,523	5%
平成19年5月23日	¥30,000		0			¥0	¥-16,686	¥-2,577,523	5%
平成19年6月23日		¥20,000	31			¥-10,945	¥-27,631	¥-2,597,523	5%
平成19年7月27日		¥20,000	34			¥-12,098	¥-39,729	¥-2,617,523	5%
平成19年8月29日		¥20,000	33			¥-11,832	¥-51,561	¥-2,637,523	5%
平成19年10月1日		¥20,000	33			¥-11,923	¥-63,484	¥-2,657,523	5%
平成19年11月3日		¥20,000	33			¥-12,013	¥-75,497	¥-2,677,523	5%
平成19年12月7日		¥20,000	34			¥-12.470	¥-87,967	¥-2,697,523	5%
平成20年1月 <u>9日</u>		¥20,000	33			¥-12,184	¥-100,151	¥-2,717,523	5%
平成20年2月12日		¥20,000	34			¥-12,622	¥-112,773	¥-2,737,523	5%
平成20年3月12日		¥20,000	29			¥-10,845	¥-123,618	¥-2.757.523	5%
平成20年3月23日	¥50,000		11			¥-4,143	¥-77,761	¥-2,757,523	5%
平成20年4月15日		¥20,000	23		. <u> </u>	¥-8,664	¥-86,425	¥-2.777.523	5%
平成20年5月14日		¥20,000	29			¥-11,003	¥-97.428	¥-2,797,523	5%
平成20年6月15日	-	¥20,000	32	. <u> </u>		¥-12,229	¥-109,657	¥-2,817,523	5%
平成20年6月22日	¥50,000		7			¥-2,694	¥-62,351	¥-2,817,523	5%
平成20年7月13日		¥20,000	21			¥~8,083	¥-70,434	¥-2,837.523	5%
平成20年8月15日		¥20,000	33			¥-12,792	¥-83,226	¥-2,857,523	5%
平成20年8月23日	¥50,000		8			¥-3,122	¥-36,348	¥-2,857,523	5%
平成20年9月13日		¥20,000	21			¥-8.197	¥-44,545	¥-2,877,523	5%
平成20年9月17日	¥50,000	` <u> </u>	4			¥-1,572	¥0	¥-2,873,640	5%
平成20年10月16日		¥20,000	29			¥-11,384	¥-11,384	¥-2.893.640	5%
平成20年11月17日		¥20,000	32			¥-12,649	¥-24,033	¥-2,913,640	5%
平成20年11月19日	¥50,000		2			¥-796	¥0	¥-2,888,469	5%
平成20年12月21日		¥20,000	32			¥-12,627	¥12,627	¥-2,908,469	5%
平成21年1月21日		¥20,000	31	<u> </u>		¥-12,339	¥-24,966	¥-2,928,469	5%
平成21年2月22日		¥20,000	32			¥-12,837	¥-37,803	¥-2.948,469	5%
平成21年2月22日	¥50,000		0			¥0	¥0	¥-2,936,272	5%
平成21年3月23日		¥20,000	29			¥-11,664	¥-11,664	¥-2,956,272	5%
平成21年4月22日		¥20,000	30			¥-12,149	¥-23,813	¥-2,976,272	5%
平成21年4月22日	¥50,000		0			¥0	¥0	¥-2,950,085	5%
平成21年5月24日		¥20,000	32			¥-12,931	¥-12,931	¥-2,970,085	5%
平成21年6月23日		¥20,000	30			¥-12,205	¥-25,136	¥-2,990,085	5%
平成21年6月23日	¥50,000		0			¥0	¥0	¥-2,965,221	5%
平成21年7月23日		¥20,000	30			¥-12,185	¥-12,185	¥-2,985,221	5%
平成21年8月21日	<u> </u>	¥20,000	29			¥-11,859	¥-24,044	¥-3,005,221	5%
平成21年8月21日	¥50,000		0			¥0	¥0	¥-2,979,265	5%
平成21年9月23日		¥20,000	33			¥-13,467	¥-13,467	¥-2,999,265	5%
平成21年10月23日		¥20,000	30			¥-12.325	¥-25,792	¥-3,019,265	5%
平成21年11月22日	<u></u> '	¥20,000	30			¥-12.407	¥-38,199	¥-3,039,265	5%
平成21年12月22日	-	¥20,000	30			¥-12,490	¥-50,689	¥-3,059,265	5%
<u> </u>									

平成22年1月25日	¥20,000	34	¥-14,248	¥-64,937	¥-3.079.265	5%
平成22年2月27日	¥20,000	33	¥-13,919	¥-78,856	¥-3,099,265	5%
平成22年3月24日	¥20,000	25	¥-10,613	¥-89.469	¥-3,119,265	5%
平成22年4月25日	¥20,000	32	¥-13,673	¥-103,142	¥-3,139,265	5%
平成22年5月25日	¥20,000	30	¥-12,901	¥-116,043	¥-3,159,265	5%
平成22年6月26日	¥20,000	32	¥-13,848	¥-129,891	¥-3,179,265	5%.
平成22年7月30日	¥15,000	34	¥-14,807	¥-144,698	¥-3,194,265	5%

これは正本である。

平成24年4月26日

東京高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 吉 岡 真

